

政治家の寄付は禁止 有権者が求めることも 禁止されています

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。下記の①～④、⑥の項目で処罰されると、公民権停止※の対象となります。寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



※公民権停止／選挙への立候補や選挙での投票、選挙運動への参加などが禁止されること。

③ 政治家の関係団体の寄附の禁止
政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内の方に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されたりするよう

② 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をするなど処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

政治家と有権者のクリーンな関係を保ち
お金のからまない選挙を実現するために
寄附禁止のルールを守りましょう

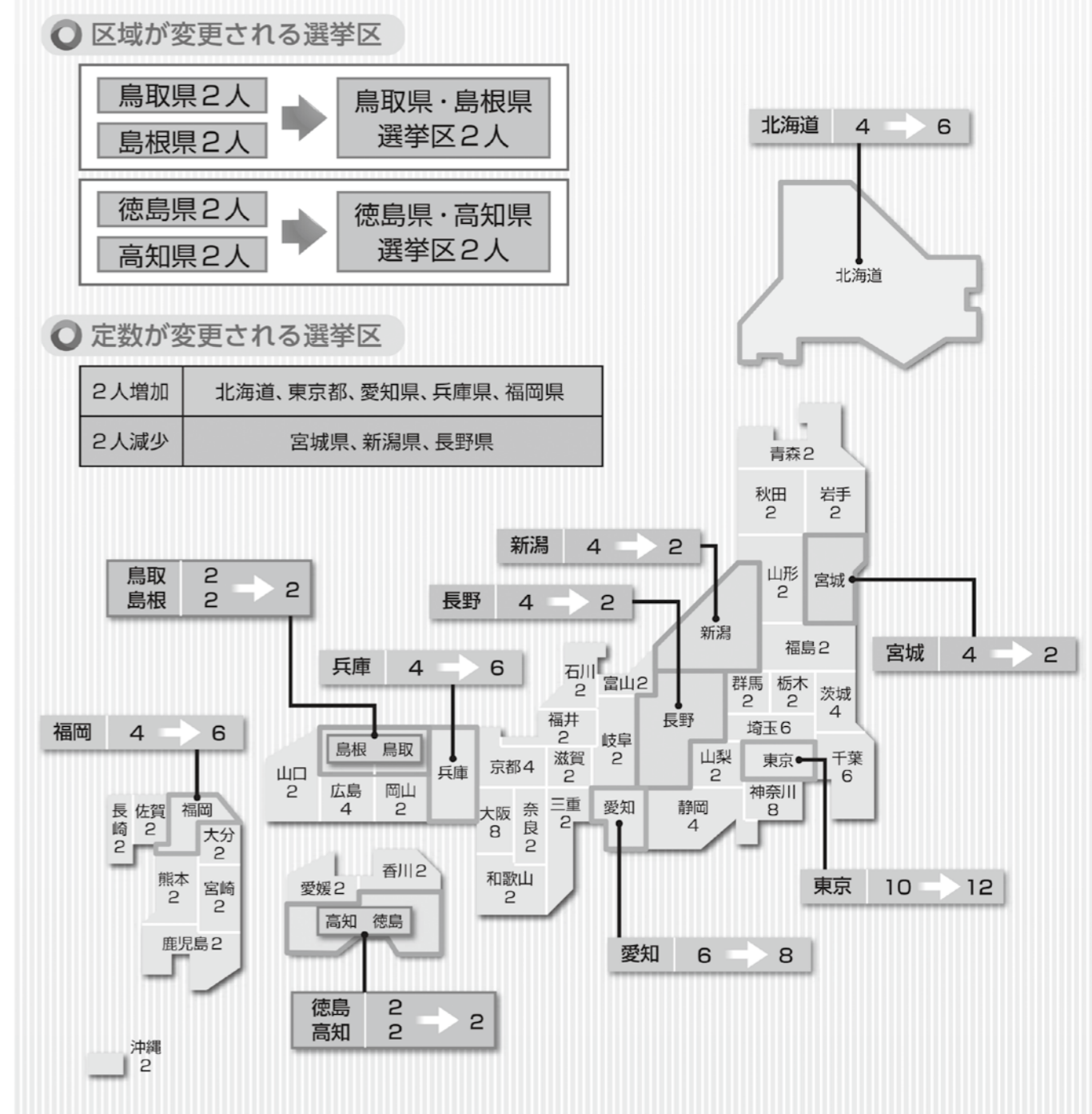
⑥ あいさつを目的とする有料広告の禁止
政治家や後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内の方に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどにすると、処罰されます。政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

④ 後援団体の寄附の禁止
後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内の方に対して、花輪・供花・香典・祝儀やこれらに類するものを出したり、後援団体の設立を目的とした行事や事業に関する寄附以外の寄附をしたりすると、その時期や名義のいかんにかかわらず処罰されます。

⑤ 年賀状などのあいさつ状の禁止
政治家は、選挙区内の方に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報など)も含むを出すことは禁止されています。

参議院選挙区選出議員の選挙区・定数が変更されました

参議院選挙区選出議員の選挙区の区域(鳥取県・島根県、徳島県・高知県)と8選挙区の定数が変わります。



適用は この改正は、公布日の3カ月後(平成27年11月5日)から施行し、施行日以後に公示される参議院議員の通常選挙と、これに関する再選挙・補欠選挙について適用されます。

※ 参議院通常選挙は、各選挙で定数の半数ずつ改選されます。